

令和6年3月

北海道建設部建設政策局 建設管理課

-目次-

1. 目的・適用	•	•	•	•	•	٠Р.	2
2. 入札契約事務の電子化	•	•	•	•	•	٠Р.	3
3. 情報共有システム	•	•	•	•	•	٠Р.	6
4.コリンズ(CORINS)登録	•	•	•	•	•	٠Р.	7
5. 施工計画書	•	•	•	•	•	٠Р.	7
6. 使用材料確認承諾願い	•	•	•	•	•	٠Р.	9
7. 設計図書の照査	•	•	•	•	•	٠Р.	1 0
8. WEB会議の活用	•	•	•	•	•	٠Р.	1 0
9. 労働環境改善プロジェクト	•	•	•	•	•	٠Р.	11
10. ワンデーレスポンス	•	•	•	•	•	٠Р.	1 2
11. 工事施工協議簿	•	•	•	•	•	٠Р.	13
12. 施工体制台帳	•	•	•	•	•	٠Р.	1 4
13. 臨場確認 (段階確認、立会)	•	•	•	•	•	٠Р.	17
14. 材料確認	•	•	•	•	•	٠Р.	18
15. 出来形・品質管理	•	•	•	•	•	٠Р.	19
16. 社内検査	•	•	•	•	•	٠Р.	19
17. 工事履行報告書	•	•	•	•	•	٠Р.	20
18.産業廃棄物管理表(マニフェスト)	•	•	•	•	•	٠Р.	2 1
19. 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	•	•	•	•	•	٠Р.	2 1
20. 特殊車両通行許可証	•	•	•	•	•	٠Р.	2 1
21. 安全教育・訓練等の実施状況資料	•	•	•	•	•	٠Р.	2 1
22. 工事現場の現場環境改善	•	•	•	•	•	٠Р.	2 2
23.創意工夫・社会性等に関する実施状況	•	•	•	•	•	٠Р.	22
24. 工事検査	•	•	•	•	•	٠Р.	23

はじめに

建設業の働き方改革、担い手の確保・育成のためには、就労環境の改善が必要となりますが、現場作業以外の工事書類の作成は、受注者の大きな負担となっており、労働時間の増加の要因となっています。

このため、北海道建設部では、過年度より、継続的に書類の簡素化などに取り組んできましたが、段階的に進めてきたため、周知不足や不徹底が見受けられることから、今回、「北海道土木工事書類簡素化ガイド」を策定し、書類の簡素化に関するポイントを整理し、また、国の取組を参考に更なる簡素化の取組を定め、関係者への周知を図るものです。

北海道建設部では、今後も工事書類の簡素化に努めるとともに、工事書類の電子化などインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工、働き方改革の推進に取り組みます。

1. 目的 ・ 適用

<u>目</u>的

- 本ガイドでは、<u>工事関係書類を必要最小限に簡素化</u>するための方法や<u>削減</u> <u>可能な工事書類</u>を紹介している。
- <u>受注者・発注者</u>及び<u>工事検査員</u>は、本ガイドに基づき<u>工事書類の簡素化に</u> <u>留意する</u>ものとする。
- ※ ただし、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものはない。 法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。

適用

○ 北海道の建設管理部が発注する工事のうち、「北海道建設部土木工事共通 仕様書」を適用する工事で、令和6年4月1日以降に入札する請負工事

~取組のキーワード~

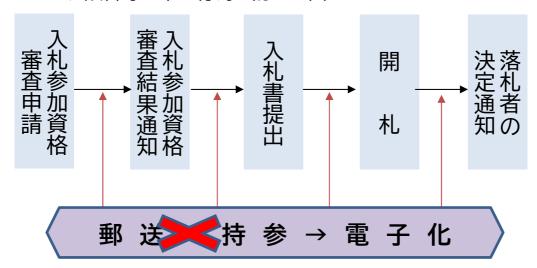
不要な書類を作らない、作らせない!

2. 入札契約事務の電子化

①電子入札の導入

「紙入札」から「電子入札」へ

- ・これまで持参や郵送で提出していた入札参加資格審査申請書や入札書等を 電子入札システムから送信
- ・事務の簡素化や入札に係る費用の縮減のほか、入札参加者が一堂に会する機会が 減少することで、談合等の不正行為の防止を図る



②北海道建設部見積用参考資料等提供システムの導入

見積用参考資料等をインターネットで提供 契約締結した工事等の実施設計書(金入り)の情報提供

- ・これまで各建設管理部の閲覧室にあった「公示用設計書」を電子化
- ・クマオスは、北海道建設部が発注する工事等の<u>見積用参考資料</u>等をインターネット からPDF形式でダウンロードできるシステム
- ・利用者登録を行えば、どなたでも無料で利用可能
- ・R5からは、契約締結した工事等の<u>実施設計書(金入り)</u>の提供を開始





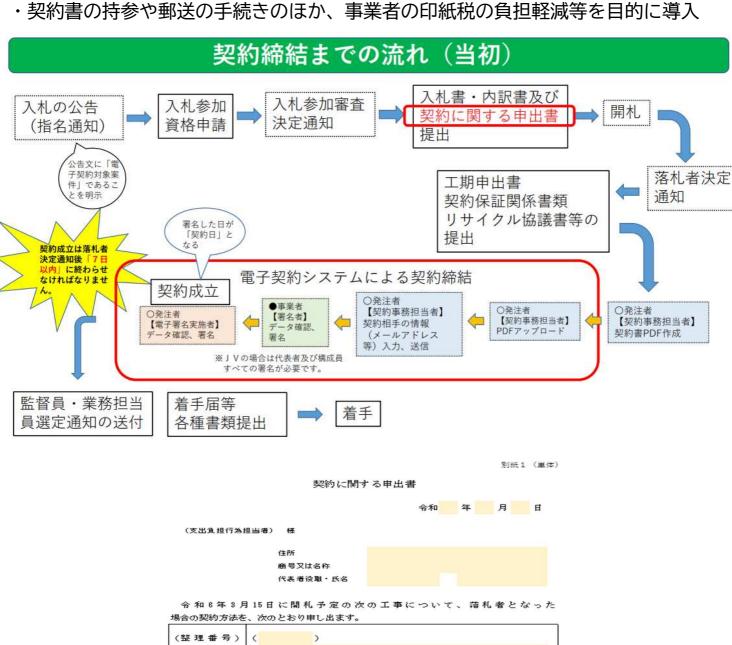
北海道建設部 Hokkaido Construction Department 見積用参考資料 Quotation Reference Material ダウンロードサービス Download Service

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/qumaos.html

③電子契約の導入

契約事務の効率化等のため、電子契約を導入

- 「紙契約」のみだったものを、事業者の希望により「電子契約」を可能とした
- ・契約書の持参や郵送の手続きのほか、事業者の印紙税の負担軽減等を目的に導入



(整理番号) 工 事 名	· >
契約方法 等の申出	□ 紙での契約を希望します。□ 電子契約を希望します。なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。
(海布權限書)	氏名
(契約租当書)	K8 N N N N N N N N N N N N N N N N N N N
連絡 担当者	(所原) (職·氏名) (電話番号)

(留意事項)

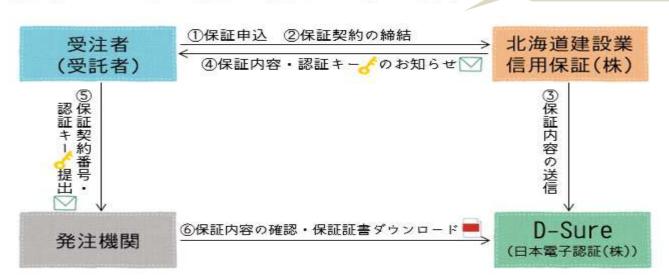
- ※ この申出書は、入札金額等の送信時に、工事兼内訳書と併せて提出してください。 なお、添付漏れの場合でも、入礼書が無効となることはありませんが、落礼者の決定後、 速やかに、契約締結続きを行う必要があるため、忘れずに提出してください。
- ※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開礼日に持参してください。

④契約保証、前払金保証証書の電子化

- ・電子契約の導入に伴い更なる契約事務の効率化のため、電子証書 での契約を可能とした
- ・前払金保証の電子証書も可とし、前払金の請求や支出事務を効率化
- ・これまで「紙」で提出していた「契約保証証書」について、保証契約を電子とした 場合「電子証書」での契約が可能(金融機関による保証契約は従前どおり)
- ・「履行保証」等による保険証券等の提出は、当面の間、PDF形式で可
- ・これまで「紙」で提出していた「前払金保証証書」について、保証契約を電子化した 場合、「電子証書」での請求が可能
- ・請求書は押印が不要のほかメール提出が可能のため、速やかな請求、支払いに寄与

電子保証証書を活用した前払金請求の流れ

契約保証証書を 電子化した場合も同じ



⑤完成後提出書類の電子化

工事完成後に提出する書類の一部を「紙」から「電子申請サイト」 への入力、送信する方法に変更(ペーパーレス化)

- ・対象書類は次のとおり
- (1) 北海道グリーン購入基本方針に基づく「環境物品等の調達実績(公共工事)」
- (2) 北海道グリーン購入基本方針に基づく「環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)」
- (3) 技能士活用状況報告書(実績)
- (4) 木材使用状況報告書

詳細は、建設管理部発注工事「工事完成書類提出サイト」をご覧ください。

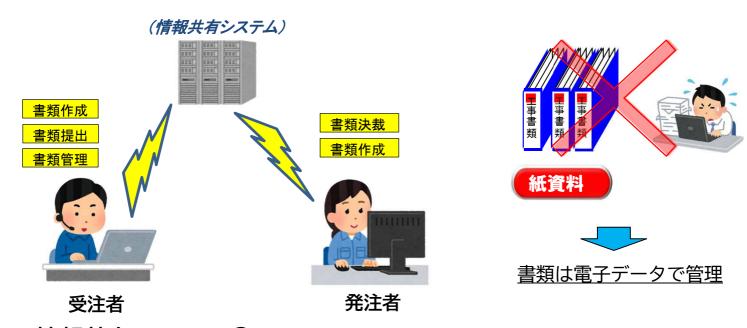


https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=aQkjt3LS

3. 情報共有システム①

情報共有システムを活用し書類は電子データで管理

- ・情報共有システムは、書類の作成や受発注者間のやりとりをWEBを通して行うシステムで、書類を電子データで管理
- ・「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与
- ・全ての工事において情報共有システムを活用



3.情報共有システム②

着手時協議チェックシートで情報共有対象書類を協議

・工事着手前の事前協議で、受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類を明確 化し、役割分担を徹底

(情報共有・電子納品ガイドライン【工事編】)

電子的な交換・共有	口行う 口 行わない	備考
電子的な交換・共有方法(1)	ロ 工事施工情報共有システム	備考
情報共有対象書類	□ 施工管理資料	
	□ 工事施工協議簿	
	口 立会额	
	口 立会時資料	
	□ 段階確認願	
	□ 段階確認資料	
	口 社内検査結果	
	口 設計図書照査結果	
	口 安全訓練等実施報告書	
	□ 履行報告書	
	口 その他 ()	
電子的な交換・共有方法 (2)	ロ 電子メール	
情報共有対象書類	ロ その他 ()	
電子的な交換・共有方法 (3)	□ 記錄媒体	
情報共有対象書類	ロ その他 ()	
電子的な交換・共有方法 (4)	ロ その他()	
情報共有対象書類	口 その他 ()	

(6)電子納品対象協議項目 作成主体凡則 ◆情報処共ンステムを利用した場合、電子納品が必須 ※1工事権工協議制におけて情報処共リステムを使用した場合、電子納品が必須 ○形式自然を支配的機能に対電子信息を定置。

フォルダ		チェック欄	納品データ名	作成主体		協議時の合意内容
	サブフォルダ	〇:電子	#100 7 - 9-15	発注者	受注者	部部するロシロモ
OTHRS #	3		その他管理ファイル、DTD			
	ORG001		19時確約2時			
	ORG082~		その他データ (関係官庁協議資料・近 関協議資料等)			
ICON			i-Constructionに係わる電子成果品			
BIMCIM			BIM/CIMに係わる電子成果品			
MEET			打合せ簿管理ファイル、DTD			
	ORG		工事施工協議簿(指示)			
			工事施工協議簿(承諾)			
			工事施工協議簿(協議)			
			工事施工協議簿(確認)			
			履行報告書			
			立会翻			
			安全訓練等実施状況報告書			
			社内検査報告書			
			設計図書照査結果			
			使用資材確認・承諾届			
			試験成績書			
			品質管理図書			
			測定結果総括表			
			測定結果一覧表			
			出来形測定表			
			度数表			
			出来形管理図			
			その他出来形管理図書			
			使用資材総括表			
			イメージアップ実施報告書			
			工事特性・創意工夫・社会性等に 関する実施状況報告書			
PLAN	4		施工計画書管理ファイル、DTD			
	ORG		施工計画書 フォルダ名は、ORGOOT~ORGonnの連番と			

4. コリンズ (CORINS) 登録

登録の確認にあたり紙資料の提出は不要

- ・<u>登録の確認依頼は、コリンズのシステムから監督職員へのメール送信のみ</u> ※ 別途、紙の確認資料の提出は不要
- ・監督職員はメール送信された登録内容を確認の上、送信されたメールに直接「本件 の登録を認める」こと記載し、返信すれば良い
 - ※署名、押印は不要であり、紙資料の打ち出し不要
- ・フレックス工期の活用により、工事開始日(工期の始期)が、 契約締結日から10日を超える場合は、工事開始日(工期の 始期)から10日以内に提出する
- ・変更時と工事完成時の間が土・日曜日、祝日を除き10日に 満たない場合は、変更時の登録は不要
- ・竣工時の登録は、完成検査の後に登録すれば良い



5. 施工計画書 ①準備工の着手

準備工の着手にあたっては、必要最小限の項目について施工計画書を提出すれば良い

・施工する内容が未確定の箇所は、確定後、施工計画書を提出すれば良い

<u>準備工着手にあたっての</u> <u>必要項目</u>

施工計画書



- ✓ 現場組織表
- ✓ 準備工の施工方法
- ✓ 安全管理
- ✓ 緊急時の体制及び対応
- ✓ 再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法 (必要に応じ提出)



休憩所設置



工事用道路

5. 施工計画書 ②追加・変更

- ・変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出すれば良い
- ・施工計画に大きく影響しない場合は事前提出不要
- ・変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要は無い
- ・項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要は無い

(北海道建設部土木工事共通仕様書 抜粋)

1-1-1-6 施工計画書

3. ~数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でよい。

(軽微な変更)

・工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工などは施工協議 簿で協議する

5. 施工計画書 ③添付書類

- ・現場組織表に施工体系図の添付は不要
- ・使用機械のカタログは提示のみで提出不要
- ・主要資材は施工計画書に一覧表のみ添付

施工体系図



施工計画書への添付不要



提示のみ 提出不要

主要資材一覧表

5. 主要資材

主要資材総括表						
8 8	規格・寸法	単位	設計数量	安康数量	200	563
リが何湯	U-240 ソケット付きトラフ L=600/個	m	3.01			Т
U型规模	U-240 ソケット付きトラフ L=600/億 滑り止め付	m	2.00			Г
U型规模	U-300B L=2000mm/億 参考質量264kg/億 0 が 9 f 7 ID35 T291-ト対応日急む	m	338.19			
U型機構	U-300B ソケット付きトラフ L=600/個	m	66.72			Г
U型规模	U-300B ソケット付きトラフ L=600/億 滑り止め付	m	39.00			Т
U型物谱	U-360B L=2000mm/個 参考質量333kg/個 0が 計 7	m	67.84			Т
U型倒滑	U-600 L=2000mm/団 参考質量 697kg/億 Dが 針 7 11357 15列・ト対応見透む	m	199,94			Γ
U型倒蹲	U-600型 ソケット付き L=600mm/雪 W=213kg	m	3,33			Г
UDD製造	U-600型 ソケット付滑止め付 L=600mm/個 W=241kg	m	3,00			Т
例簿蓋	コンクリート豊 1種 U-240 33×4.5×60 参考質量 20kg/信 人送用	枚	4.00			
例湯蓋	コンクリート器 1種 U-300 40×6×60 参考質量 32kg/個 人送用	数	4,00			
列港盟	コンクリート語 1種 U+600 74×75×60 参与質量 77kg/個 人送用	枚	3.00			Γ
管印度型與溝	U-BOX600 T=25 600 600×600 745kg	m	12.00			Г
鉄筋コンクリート台付管	高圧管 1種管 & 450mm L=2000mm/本 参考質量 596kg/本	m	5.24			Г
鉄防コンクリート管	1種 &600mm 1000mm/本 JIS A5372 参告質量 367kg/本	m	46,00			Г
継手用ゴムリング	鉄助7/5-1管1種 &600mm用	22	46.00			Г
生コンクリート	高炉 C-4 18-5-40	m3	7.10			Г
生コンクリート	普通ポルトランド C-4 18-5-40	m3	21.33			Т
鉄筋コンクリート用棒網	SD345 D13 車上渡し	t	0.99			Т
鉄防コンクリート用棒網	SD345 D16~25 車上渡し	t	1.28			Г
台坑板路管	遊状管 &450mm 内面平滑 制圧強度4200N/m以上 長さ5m/本ア元3-6管	m	24,89			Г
台成樹脂管	波状管 #300mm 内面平滑 耐圧強度 4200N/mb/上 長さ 5m/本 ア 対3−指管	m	6.79			
合成构造管	全面逐水長尺管 6150mm 690N/m以上 長さ20m/本 暗渠排水用	m	48.42			
プレキャスト集水剤	I型A 下部料 840×840×1000mm 参考質量759kg/個	Ø	5.00			
プレキャスト集水剤	I型A 中間網 840×840×350mm 参名質量300kg/個	e	2.00			Γ

・ICT施工や新技術など、カタログ添付が効率的な場合は、添付してよい

6. 使用材料確認承諾願い

- ・設計図書で指定している材料のみ、事前に品質証明書等を添付して使用材料確認承諾願いを提出
- ・その他は提示のみ

(北海道建設部土木工事共通仕様書 抜粋)

1-2-2-1 工事材料の品質

1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、<u>工事監督員又は</u> 検査員の請求があった場合は、速やかに提示する。

なお、JIS規格品のうち、JISマーク表示が認証され、JISマーク表示がされている材料・製品等(以下「JISマーク表示品」という。)については、工事監督員又は検査員の請求があった場合に、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えることとする。

- 4. 受注者は、<u>設計図書において見本又は品質を証明する資料を事前に提出すること</u>と指定された工事材料について、工事監督員にこれを提出しなければならない。
- なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。
- 7. 工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、受注者が、工事目的物の引渡し後、5年間保管し、発注者の請求に応じて提示又は提出することとする。

(北海道建設部土木工事共通仕様書 抜粋)

1-5-3-2 レディーミクストコンクリート

4. 受注者は、本条2項(2) (JISマーク表示認証製品以外) に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び1-5-3-4 材料の計量及び1-5-3-5 練りまぜの規定によものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認の上、使用するまでに工事監督員へ提出しなければならない。

設計図書で指定した材料のみ提出 その他提出不要

品質証明書



7. 設計図書の照査

照査の結果により生じた計画の見直し、図面の作成、構造計算、 追加調査等の書類作成は発注者の責任で実施

発注者

【発注者が実施する部分】



- ・照査結果により生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、 追加調査等
 - ※ 受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する

受注者

【受注者が実施する部分】



・設計照査の結果を説明するための資料作成 (現地地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等)

概要は 「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を参照

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sekkeihennkou guideline.html

詳細は 「設計図書の照査ガイドライン」を参照

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/syousa_guideline.html

8. WEB会議の活用

PC・タブレット等を用いてWEB会議の活用に努める

※出席者人数分の紙資料の作成をしない等、可能なものからペーパーレス化に努める



紙資料

ペーパーレスで、効率化!

- ・出席者人数分の紙資料の作成しない
- 会議資料は電子データで管理



PC・タブレット等を活用



WEB会議等を積極的に活用

北海道建設部では、週休2日の促進や時間外労働の縮減など、建設業における担い手の育成確保、若者にとって建設業が魅力ある産業であると映るように、 労働環境改善に取り組んでいます。

9. 労働環境改善プロジェクト

- (1) 「フライデー・ノーリクエスト&マンデー・ノーピリオド」
 - ~月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない(土日の作業を強要しない)
- (2) 「ランチタイム、オーバーファイブ ノーミーティング」
 - ~昼休み時間や午後5時以降の打ち合わせを行わない





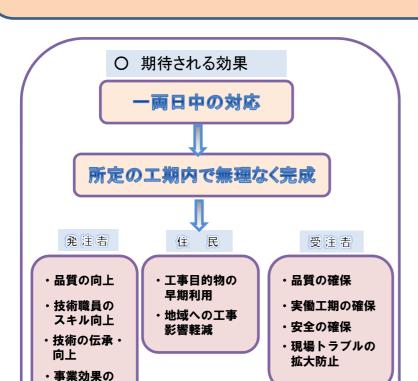
後志総合振興局小樽建設管理部





10. ワンデーレスポンス

- ・受注者から発注者への質問等については、「その日のうち」 あるいは「翌日」に回答
- ・回答に時間を要する場合は、受注者と協議の上、回答期限を 設定する





受润者

雜注者

<u>回答日を通知することも</u> ワンデーレスポンス

(※ 回答日は目安でも可)

「その日のうち」に回答が困難な場合に「回答日」を回答する方法

①受注者から発注者に対し協議

【受注者】

早期発現



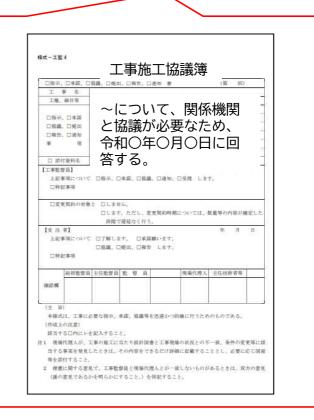
【発注者】

②「その日のうち」に回答が 困難な場合は、回答日を通知

【発注者】



【受注者】



11. 工事施工協議簿①

発注者が発議する資料は、発注者が作成する

- ・「設計図書の照査」の範囲をこえるものについては、発注者が作成すべきもの
 - ※ 受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する

受注者





発注者



【発注者が作成すべき書類】

照査結果により生じた

- ・計画の見直し
- ・ 図面の再作成
- ・構造計算の再計算
- 追加調査

など

11. 工事施工協議簿②

添付する資料は、必要最小限かつ簡潔で良い

- ・工事監督員、現場代理人等は、過度な説明用資料の作成や添付を行わないこと
- ・資料を添付する場合は、極力、既存図面や既存資料を活用 (内容が確認出来れば良い)
- ・共通仕様書等、HP等で入手可能な一般的な基準類のコピーの添付は不要







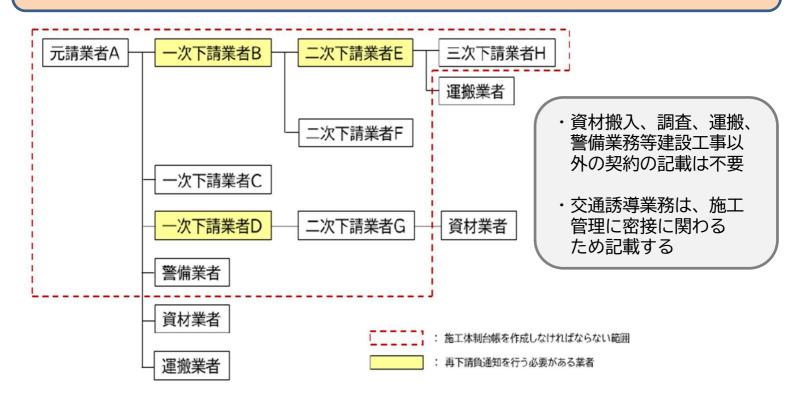
発注者は受注者に 過度な説明資料は求めない

12. 施工体制台帳

施工体制台帳は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出することとされています。

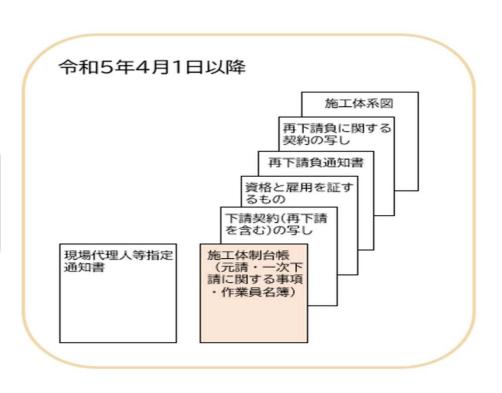
【施工体制台帳の作成範囲】

道発注工事は、請負金額200万円以上の工事及び下請契約を締結する 全ての工事について「施工体制台帳」の写しの提出が必要

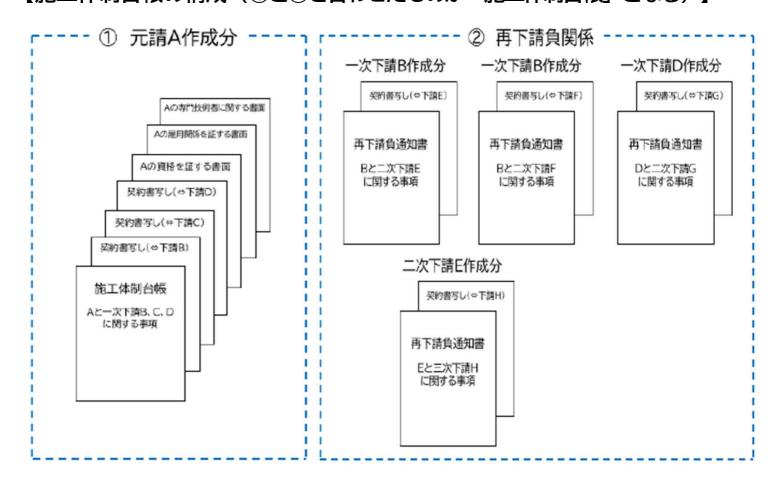


【施工体制台帳の構成】

- ・施工体制台帳の 様式は任意
- ※国で使用している 様式でも可



【施工体制台帳の構成(①と②を合わせたものが「施工体制台帳」となる)】



【施工体制台帳に添付を必要とする書類】 (建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ○発注者との契約書の写し(発注者への提出は不要)
- ○下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し(注文請書及び基本契約書又は 約款等の写し)
- ○元請負人の配置技術者が主任(監理)技術者資格を有することを証する書面(監理 技術者は「監理技術者資格証」の写しに限る)
- ○監理技術者補佐を置いた場合は、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- ○専門技術者を置いた場合は、資格を有することを証する書面(国家資格等の技術 検定合格証明証等の写し)
- ○主任(監理)技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるもの の写し(健康保険証等の写し、発注者へは「提示」のみで可)

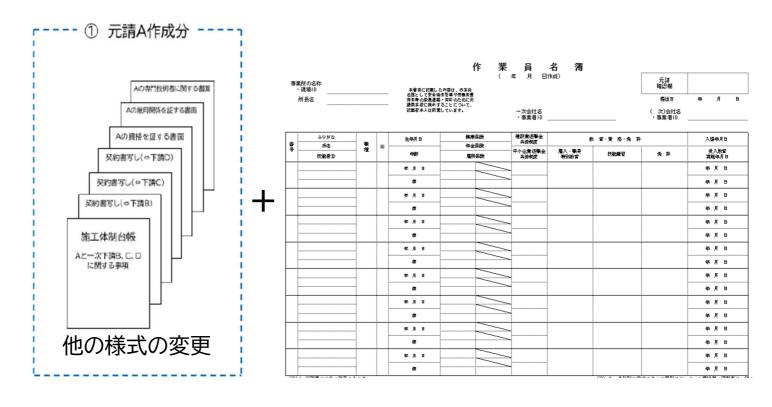
【施工体制台帳に添付が不要な書類の例】

- ・建設業許可や警備業認定証の写し
- ・請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- ・監理技術者などの技術者届の写し
- 見積依頼書の添付図面
- ・技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し



【作業員名簿】

- ・「作業員名簿」の変更は、他様式の変更に併せて提出することで可
- ・発注者への写しの提出にあたり、作業員名簿に添付される書類は省略可



☆ 入札・契約に関する様式について ☆

入札参加申請や落札・契約後に必要な様式のほか、道発注工事の受注者の 皆様への留意事項を下記に掲載しておりますので、ご確認ください。

様式等掲載先 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/youshikisyu.html

13. 臨場確認① (段階確認、立会)

施工計画書作成段階で実施項目、頻度等を確認

・施工計画書作成段階で、受注者と発注者で必要な工種、頻度等を確認し、過度な臨場 確認を行わない



施工計画書 打合せで 実施項目、頻度等を確認

<u>「臨場確認の必要性」を</u> よく確認する

<u>施工計画書</u> ・段階確認

- 0000
- ・確認立会 0000 0000
- ·材料確認 0000 0000

施工計画書に反映



発注者

施工計画書に基づき 計画的に臨場確認

<u>「取りあえず」の場当たりの</u> 臨場確認は行わないこと

13. 臨場確認②(段階確認、立会)

遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施

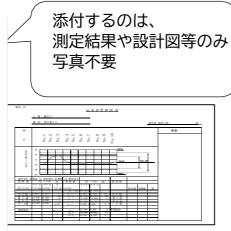
- ・遠隔臨場の活用は、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受注者にとって も、発注者にとっても効率的な確認立会の実施に効果的
- ・ただし、遠隔臨場の対象工事は、「監督職員が現場に行かなくて良い」ものではない 遠隔臨場になじまない工種などに配慮する
- ・遠隔臨場の活用により創出された時間を有効に活用する





- 13. 臨場確認③(段階確認、立会)
 - ・段階確認用の新たな資料の作成は不要
 - ・工事監督員が臨場した場合は臨場写真・出来型管理写真は不要
 - ・受注者は臨場確認のための新たな資料の作成は不要
 - ・施工管理業務の現場技術員が確認する際も、上記写真は不要





◆ 監督職員、現場技術員は、 既存資料に実測値を現地で 手書きするなど、 <u>段階確認用の新たな資料作成</u> は不要

13. 臨場確認④ (段階確認、立会)

施工管理業務の現場技術員が工事監督員への説明に使用する資料 は現場技術員が作成

(参考) 現場技術員の業務内容 (北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 概要)

- ・業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等
- ・業務対象工事の施工状況の照合等
- ・地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

14. 材料確認

材料確認は、設計図書において指定された材料のみで良い。

・設計図書(共通仕様書・特記仕様書)で確認することになっている指定された材 料以外は、不要

設計図書

(共通仕様書・特記仕様書) で 指定された材料のみ実施

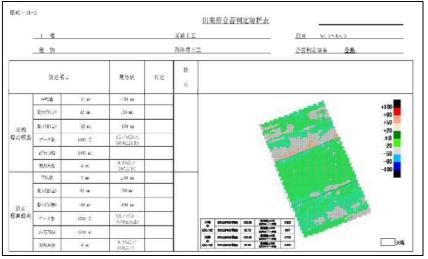


15. 出来形・品質管理

仕様書の管理項目が記載されていれば、任意様式でよい

- ・出来形とりまとめに計測状況写真の添付は不要
- ・任意様式のため、管理項目を確認する
- ・北海道開発局等の様式を使用できる

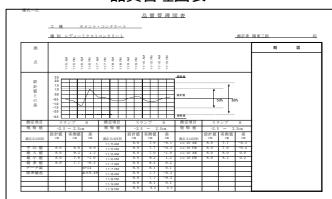
出来形管理図表(面管理)



▲ 3次元技術を用いた出来形管理(面管理)の場合



品質管理図表



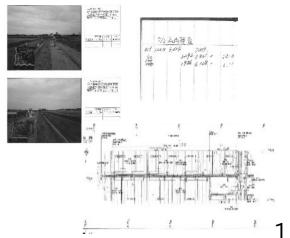
16. 社内検査

社内検査の都度、工事監督員に提示、工事完成検査時等に提出する

- ・受注者の押印(社印)は不要
- ・添付する確認資料は、社内検査時に使用した 資料を添付する等、簡素化に留意する



確認資料 (写真、図面、野帳等)

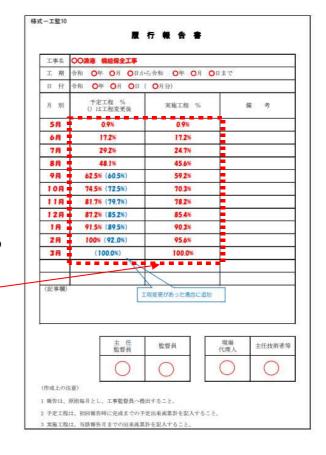


17. 工事履行報告書

実施工程%は、「請負代金額」と「現場で施工した金額」で算出

- ・受注者は、履行報告(予定)について、完成 月までの予定工程を履行報告書に記載し、工 事監督員に、履行報告(実績)の初回報告時 に提出する
- ・受注者は、施工計画書に記載されている計画 工程表と実施工程が大きく変更となる場合、 実施工程表等を工事監督員に提出すること なお、提出様式については任意とする

受発注者間での工程の確認は、実施工程表で実施 ※ 実施工程表は、提出不要とし、「提示」とする



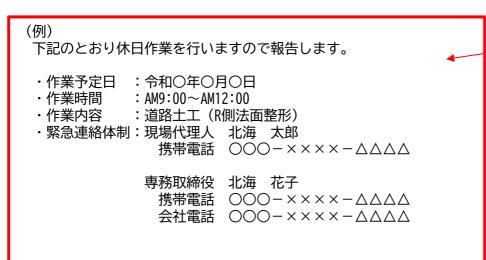
※ 休日・夜間作業届

事前に報告内容・報告方法を、工事監督員と協議しておく

- ・「作業日」、「作業時間」、「作業内容」、「緊急連絡体制」が把握できれば良い
- ・作業日毎に提出する必要は無く、確定している作業日を集約して提出しても良い

・施工協議簿の活用など書面(情報共有システム含む)で行う

(※口頭のみでの連絡は不可)



18. 産業廃棄物管理表(マニフェスト)

マニフェストは工事監督員への提示のみ、コピーの提出は不要

- ・契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要
- ・契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた工事監督員 が集計表を確認
- ・施工状況写真のうち、廃棄物の運搬及び処理について撮影を省略する

19. 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

使用する建設機械の写真撮影は不要

- ・確認は、工事監督員、現場技術員が現場で 稼働している建設機械を確認する (施工プロセスチェックリストを活用)
- ・工事監督員、現場技術員は写真の提示を求めないこと

排ガス・低騒音機械確認写真



メーカー名 〇〇〇〇 形 式 名 〇〇〇〇〇 指定番号 〇〇〇〇〇

20. 特殊車両通行許可証

写真撮影不要

許可証は監督職員から請求があった場合のみ提示、提出は不要

- ・受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載する
- ・特殊車両の走行中の写真撮影は不要

21. 安全教育・訓練等の実施状況資料

安全教育・訓練等の実施状況資料は提出不要

・安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、受注者が整備・保管するが、監督職員の請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要

安全訓練関係書類





22. 工事現場の現場環境改善

実施報告書、実施写真(様式にまとめたもの)は作成不要

・土木工事写真管理基準に基づき撮影した写真は必要







作成不要

23. 創意工夫・社会性等に関する実施状況

説明資料は簡潔に作成する(様式は任意)

- ・「工事施行成績評定基準」では、創意工夫・社会性等の評価項目について、 下記の項目を評価対象としている
- ・各分類の上限を超えるものについては加点とならないので、過度に作成する 必要がないことに留意
- ・評価項目分類の重複に注意する

【工事成績評定基準】

5. 創意工夫 【施工関係】

5 項目

【品質関係】

2 項目

【安全管理関係】

2 項目 計 9 項目

【地域への貢献等】 4 項目 6. 社会性等 計 4 項目

項目を超える提出をしても加点されない

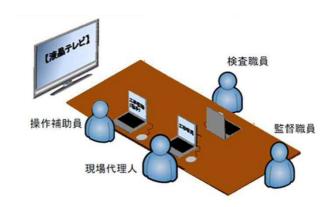


24. 工事検査①

電子データにより提出された書類は電子データで実施

・工事検査員は、電子データで検査を行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと





24. 工事検査②

不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- ◆必要以上の工事書類の作成例
 - ・電子で提出する写真管理データのほかに検査用に紙でダイジェスト版を作成し提出
 - ・施工計画書等に検査員が確認しやすいようインデックスを付けて提出



評価しない

『書類の見栄えが工事成績評定に影響することはありません!!』



<u>こんな資料、あったらいいよね~!</u> こうした方が見やすいよね~!

『検査員の発言も同様です。間違っている記載内容でなければ 良いので、趣味嗜好で余計な作業をさせてはいけません!』

[END]

「北海道土木工事書類簡素化ガイド」 はコチラ

▼ 北海道建設部建設政策局建設管理課HP

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/ teisyutsusyorui_guideline.html

問い合せ先

北海道建設部建設政策局 建設管理課技術管理係

TEL:011-204-5589(直通)